

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 総合事務所の体制の見直しその他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。